災害時等における畳の提供に関する協定書

平成28年4月21日

富士見市

5日で 5000 枚の約束。 プロジェクト実行委員会

災害時等における畳の提供に関する協定書

富士見市(以下「甲」という。)と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」 (以下「乙」という。)とは、災害時等における畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富士見市において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 第2条第1号に定める災害が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、甲 の要請により乙が避難所等へ畳を提供することにより、被災者等の避難生活の負担軽減 及び生活の早期安定に寄与することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時等に畳を調達する必要があると判断したときは、乙に対し必要枚数・ 日時・場所等を明示し、協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、乙は甲の 要請がなくとも協力できるものとする。
- 2 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力活動の実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲において、畳の提供に 努めるものとする。
- 2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。
 - (1) 避難所等までの畳の輸送
 - (2) 利用後の畳の処理等

(協力活動の報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに文書により甲に活動報告をするものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は甲乙協議して定めるものとする。

(車両の通行)

第6条 甲は、乙が第3条の規定による輸送を行う場合は、当該輸送に使用する車両を緊

急車両として通行できるよう支援するものとする。

(連絡調整)

- 第7条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡 調整を行うものとする。
- 2 乙は甲との連絡調整を行うにあたり、連絡調整窓口を設置することができる。
- 3 甲及び乙は、第1項の事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者を 別途定めるものとする。なお、連絡責任者等に変更が生じた場合は、速やかに相手方に 連絡するものとする。

(訓練への参加)

第8条 乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極 的に参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から、平成 29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了するまでに、甲、乙いずれから も相手方に対して特段の意思表示がないときは、同一条件でさらに1年間更新されるも のとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲 乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通 を保有する。

平成28年 4月21日

- (甲) 富士見市大字鶴馬1800番地の1富士見市富士見市長 星野 信吾(直筆)
- (乙) 川越市三光町3丁目2番 5日で5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会 関東地区委員長 岡田 暁夫(直筆)